

国保税の減免申請について

貧困（生活保護基準並み）や前年より所得が皆無または著しく減少したため生活が著しく困難な場合、または刑事施設等への拘禁等により、納付が困難な場合は、申請により一部減免される場合があります。

減免の判定時は、**家族全員（国保加入者以外の方も含む）**の収入状況等を調査します。

該当になった場合は、その申請した月の納期分以降が適用されます。但し、既に納付された場合は対象になりません。

申請書中の「減免を受けようとする事由」は、納付が困難な理由等を具体的に記入して下さい。また、各項目について、該当が無い場合は記入欄に「なし」と記入して下さい。
申請に不備があると適正な判定ができませんので、**下記に該当する必要書類は必ずご持参願います。**（収入や預貯金の額は明確にお願いします。）

確認	必 要 書 類（対象は同居している家族の方全員分）	コピー
☐	国民健康保険税納税通知書（または決定更正通知書）、納付書（送付された最新のもの）	
☐	国民健康保険税減免申請書（様式第1号）、状況説明書（様式第2号）	
☐	現在お勤めの方または今年離職された方：今年1月以降の給与明細書（給与収入のある方） ※給与明細書が無い場合は、「給与証明書」（様式第3号）を勤務先から給与額等について証明をもらってください。	○
☐	離職または休職の方：雇用保険受給資格者証、傷病手当金支給決定通知書（手当を受給している方）※両面コピー	○
☐	年金振込通知書（年金を受給している方、直近の受給額のもの）※年金額改定通知書等	○
☐	事業所得等収支内訳申告書等（農業や営業等の収入がある方）※様式	
☐	児童扶養手当証書（支給されている方、最新の支給額のもの）※ひとり親家庭の児童	○
☐	その他収入額がわかるもの	○
☐	前3ヵ月分（※1）の医療費（調剤も含む）及び介護利用の領収書（該当する方）	○
☐	前3ヶ月分（※1）の家賃の領収書または口座引落しの通帳（借家、アパートに居住の方）	○
☐	預金通帳（納税義務者以外の同居のご家族分は任意ですが、申請様式第2号裏面中の「5 預貯金」欄に漏れなく記入願います。）	○
☐	身体障害者手帳、精神手帳、療育手帳（所持している方）	○
☐	各保険料の納付の通知書及び納付書（該当する方。納期限が過ぎていないもの） →健康保険料（国保税以外）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料	○

※1 「前3ヵ月分」とは、7月に申請する場合は4～6月分のことです。

【提出期限】

普通徴収の方は申請する月の納期限まで、特別徴収（年金天引）の方は申請する月の年金受給日まで提出して下さい。提出期限を過ぎますと、次の納期分からの適用となります。

【注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、潟上市国民健康保険税条例に係る減免取扱規則に基づき、申請を却下することになりますのでご注意ください。
 - （1）必要な証明書類を指示する期限までに提出していただけないとき。
 - （2）記入事項や書類等の不備、補正、虚偽、または実態調査に応じていただけないとき。
- 減免決定については、申請月（対象納期）の翌月中旬に通知します。また、最初の対象納期分は、次の納期の納期限に延長いたしますが、その次の納期がある場合はその納期と納期限が重なりますのでご了承ください。

出張所では申請書に添付する書類（給与明細書、年金振込通知書、身体障害者手帳 等）のコピーはしていませんので、コンビニなどでコピーを取り提出するようお願いいたします。